



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 7 8 号

平成25年(2013年)11月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	1
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について ( " )	1
生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の所在地の変更について ( " )	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定の更新について ( " )	2

市道の区域の変更について (道路管理課)	3
道路の供用の開始について ( " )	3
<b>公 告</b>	
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	3
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	4
<b>教育委員会告示</b>	
平成26年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項(市立工業高等学校)	4
<b>公営企業公告</b>	
指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (企業総務課)	8

## 告 示

### ●金沢市告示第282号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年11月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ほしば歯科クリニック	金沢市横山町1番18号	平成25年9月2日

### ●金沢市告示第283号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年11月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
宮下 功	きずな整骨院	野々市市御経塚2丁目197番地 きずな5 F号室	平成25年9月25日

●金沢市告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成25年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所			変更年月日
	名 称	所 在 地		
		変 更 前	変 更 後	
大内 康弘	おおうち接骨院	金沢市駅西新町1丁目 38番18号	金沢市西念3丁目31番 11号	平成25年10月1日

●金沢市告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成25年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710100296	工房シテイ	金沢市粟崎町5丁目3番地1	社会福祉法人あおぞら福祉会	金沢市粟崎町5丁目3番地1	短期入所	身体障害者 知的障害者	平成25年 10月1日
1710103969	えがお工房 8たんと	金沢市横川7丁目35番地1 ルミエール横川・402号	一般社団法人えがお工房8	金沢市桂町口 272番地	就労移行支援	特定無し	平成25年 10月1日

●金沢市告示第286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおりの更新指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成25年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定の更新年月日
1710102938	ワークプラ ザますいずみ	金沢市増泉1丁目19番23-1号	社会福祉法人こころ	金沢市長坂町ヲ 192番地3	就労継続支援 B型	知的障害者 精神障害者	平成25年 10月1日

1720100096	ハイツ北金沢	金沢市観法寺町 へ35番地1	医療法人社 団浅ノ川桜 ヶ丘病院	金沢市観法寺町 へ174番地	共同生活介護 共同生活援助	精神障害者	平成25年 10月1日
------------	--------	-------------------	------------------------	-------------------	------------------	-------	----------------

●金沢市告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年11月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成25年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	準 幹 線 535号 北 寺 ・ 松 寺 線	北 寺 町 へ 14番 1先から	旧	5.1	18.7
		北 寺 町 へ 14番 5先まで	新	5.6	18.7
一般市道	片 町 1 丁 目 線 1号	片 町 1 丁 目 1番 1先から	旧	4.4	29.0
		片 町 1 丁 目 1番 1先まで	新	6.2~6.7	29.0
一般市道	横 山 町 線 17号	横 山 町 754番 1先から	旧	2.5	47.0
		横 山 町 746番 先まで	新	4.0	47.0
一般市道	森 本 13号 四 坊 町 線	今 町 ル 20番 1先から	旧	4.5~5.3	51.8
		今 町 ル 20番 9先まで	新	6.0	51.8

●金沢市告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年11月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成25年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
森 本 13号 四 坊 町 線	今 町 ル 20番 1先から 今 町 ル 20番 9先まで	平成25年11月1日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成25年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市割出町37番1、37番3から37番7まで、38番1、38番3から38番6まで、54番1及び54番4から54番9まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市粟崎町3丁目249番地1 津田宅地開発 代表 津田 義人	道路 金沢市割出町37番1、38番1及び54番4並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市割出町38番6及び54番9

金沢市専光寺町力91番1及び91番5から91番9まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市入江1丁目143番地 大成ホーム株式会社 代表取締役 前田 和人	道路 金沢市専光寺町力91番9
金沢市田上町コ72番3及び73番4	金沢市涌波2丁目13番14号 西村 涼子	

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成25年11月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 教 育 委 員 会 告 示

### ●金沢市教育委員会告示第11号

平成26年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成25年11月1日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

平成26年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

#### 1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 平成26年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

#### 2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

#### 3 出願手続

- (1) 入学志願者は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
- (3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（80円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。

- (5) 県外からの入学志願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。
- 4 志願変更
- (1) 志願の変更
- 入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。
- (2) 志願変更手続
- ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料(現金)を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。
- なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。
- イ 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。
- ウ 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。
- 5 出願及び志願変更等の期間
- (1) 入学願書受付期間
- 平成26年2月19日(水)から同月24日(月)まで
- ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。
- なお、出願の特例措置については、11の(4)及び(5)によるものとする。
- (2) 志願者数公表
- 平成26年2月24日(月)午後3時30分に、本校において行う。
- (3) 志願変更期間(入学願書取下げ、変更出願)
- 平成26年2月27日(木)から同年3月3日(月)まで
- (4) 調査書等の提出期間
- 平成26年3月3日(月)から同月5日(水)まで
- なお、(1)、(3)及び(4)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、平成26年2月24日(月)及び同年3月3日(月)の受付時間は午前9時から午後3時までとする。
- 6 入学者の選抜
- 入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。
- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申等並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。
- なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。
- (2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。なお、面接の結果も十分参考にする。
- 7 調査書
- 調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。
- 8 自己申告書
- 中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のある者は、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。
- なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封のうえ、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。
- 9 学力検査等
- (1) 学力検査は、平成26年3月10日(月)及び同月11日(火)の両日、入学志願者の全員について本校において行

う。

- (2) 1日目には、国語、理科及び外国語（英語「聞くことの検査」を含む。）の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月10日(月)	9:00 ~ 9:50	10:10 ~ 11:00	11:20 ~ 12:10
	国 語	理 科	英 語

\* 各教科100点満点

- (3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月11日(火)	9:00 ~ 9:50	10:10 ~ 11:00	11:15 ~
	社 会	数 学	面 接

\* 各教科100点満点（面接を除く。）

#### 10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、平成26年3月18日(火)正午に、本校内において受験番号の掲示をもって行う。

#### 11 通学区域及び県外からの出願

- (1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則（平成12年教育委員会規則第27号）の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。
- (2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を平成26年1月6日(月)以降に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。
- なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。
- (3) 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定によるあわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みの者又は卒業した者については、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。
- (4) 転勤による県外からの一家転住その他やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査のうえ、特例として出願を認めることがある。
- (5) (4)の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。
- なお、その出願期間は、平成26年2月27日(木)から同年3月3日(月)午後3時までとする。

#### 12 帰国生徒及び外国人生徒の出願

- (1) 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあつては、入国後3年未満）の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。
- (2) 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

#### 13 学力検査における特別措置

- (1) 学力検査において特別措置を希望する者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別措置申請書により中学校長を経て本校校長に申請するものとする。
- (2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議のうえ、措置事項について中学校長に通知するものとする。
- (3) 特別措置事項については、石川県教育委員会が定める平成26年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。

#### 14 推薦入学

次の学科について実施する。

- (1) 募集人員 60人

学 科	募 集 人 員
機 械 科	20人
電 気 科	10人

電 子 情 報 科	10人
建 築 科	10人
土 木 科	10人

## (2) 出願資格

推薦入学を志願できる者は、平成26年3月に県内の中学校を卒業見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
- イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- エ 中学校長の推薦を得た者であること。

## (3) 出願方法及び出願手続

ア 出願は、1人1学科に限る。

イ 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3の(3)に定めるところによる。

ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。

なお、成績一覧表は、平成26年3月3日（月）から同月5日（水）までに本校校長に提出すること。

## (4) 出願期間

出願受付期間は平成26年2月5日（水）から同月7日（金）までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

## (5) 面接

ア 面接は、平成26年2月13日（木）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9 : 00 ~ 9 : 30	9 : 30 ~ 9 : 45	10 : 00 ~
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。

ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

## (6) 推薦入学者の選抜

ア 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。

イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

## (7) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

ア 平成26年2月18日（火）午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。

イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成26年2月18日（火）に各中学校長に送付する。なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

## (8) 合格者の発表

合格の内定を得た者について、平成26年3月18日（火）正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

## (9) 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた生徒の取扱いについては、平成26年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該生徒が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

## 15 その他

(1) 詳細については、石川県教育委員会が定める平成26年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、平成26年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び平成26年度石川県公立高等学校推薦

入学実施要項による。

(2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、返信用封筒（角形2号）に240円分の切手を貼付したものを同封して、本校へ直接申し込むものとする。

(3) 入学者募集に関する問い合わせ先

金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東1丁目1番地1）

電話（076）267 - 3101 （郵便番号920 - 0344）

**公 営 企 業 公 告**

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成25年11月1日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
482	邦和建設株式会社	金沢市福増町北204番地10	平成25年10月8日

平成25年(2013年)11月1日 印刷

平成25年(2013年)11月1日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄